

平成30年10月18日

各位

「運転免許返納者割引」開始のお知らせ =都内10,000台以上の個人タクシーで！=

東京都内の個人タクシー10,000台以上で、平成30年11月19日(月)から運転免許証を返納された方が、タクシー乗車の際に「運転経歴証明書」をご提示頂くことで、運賃を10%割り引くサービスを開始いたしますので、お知らせします。

高齢化の進展に伴い、高齢運転者による交通事故の増加が社会問題となる中、運転免許を返納された方に運賃を割り引くことにより自主返納を推進し、高齢者による交通事故の防止に寄与したいと考えております。

記

1. 適用開始日：平成30年11月19日(月)
2. 適用地区：東京都特別区・武三地区、北多摩地区、南多摩地区
3. 割引率：10%

運転免許証を返納された方
タクシー運賃1割引
運転経歴証明書をご提示ください

氏名	日 本 一 郎	昭和40年03月10日生
住所	東京都千代田区豊が関2-1-2	
交付	平成24年04月01日 12345-1	
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)		
第	123456789	01 号
一	平成00年00月00日	地 区
二	昭和00年00月01日	地 区
三	平成00年00月00日	地 区
		00000 公安委員会

注1. 運転免許返納者割引導入の個人タクシーは、上記ステッカーを車両の左側後部ドアの窓ガラスもしくはドアの上部に貼付しております。

注2. 遠距離割引と重複して適用します。

注3. 障害者割引との重複はできません。

注4. 運転免許返納者割引を適用しない車両も一部あります。